

議 事 日 程 第 6 号

平成25年3月22日（金）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 5 号 権利の放棄について
- 日程第 2 議第 6 号 米沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議第 7 号 米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第 4 議第 8 号 米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議第 9 号 米沢市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 6 議第 45 号 米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例等の一部改正について
- 日程第 7 議第 46 号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

（民生常任委員長報告）

- 日程第 8 議第 10 号 米沢市自転車等放置防止条例の一部改正について
- 日程第 9 議第 11 号 米沢市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議第 12 号 米沢市環境審議会条例の一部改正について
- 日程第 11 議第 13 号 米沢市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 12 議第 14 号 米沢市介護保険運営協議会条例の一部改正について
- 日程第 13 議第 15 号 米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定について
- 日程第 14 議第 16 号 米沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定について
- 日程第 15 請願第 1 号 年金2.5%の削減中止を求める意見書提出方請願

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第 16 議第 17 号 米沢市中央多目的広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 17 議第 18 号 米沢市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 18 議第 19 号 米沢市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 19 議第 20 号 米沢市手数料条例の一部改正について

- 日程第 2 0 議第 2 1 号 米沢市市道の構造の技術的基準等を定める条例の設定について
- 日程第 2 1 議第 2 2 号 米沢市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定について
- 日程第 2 2 議第 2 3 号 米沢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 2 3 議第 2 4 号 米沢市公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 2 4 議第 2 5 号 米沢市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の設定について
- 日程第 2 5 議第 2 6 号 米沢市水道事業等運営審議会設置条例の設定について

(予算特別委員長報告)

- 日程第 2 6 議第 3 2 号 平成 2 5 年度米沢市一般会計予算
- 日程第 2 7 議第 3 3 号 平成 2 5 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 2 8 議第 3 4 号 平成 2 5 年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算
- 日程第 2 9 議第 3 5 号 平成 2 5 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 3 0 議第 3 6 号 平成 2 5 年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算
- 日程第 3 1 議第 3 7 号 平成 2 5 年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算
- 日程第 3 2 議第 3 8 号 平成 2 5 年度米沢市下水道事業費特別会計予算
- 日程第 3 3 議第 3 9 号 平成 2 5 年度米沢市農業集落排水事業費特別会計予算
- 日程第 3 4 議第 4 0 号 平成 2 5 年度米沢市物品調達費特別会計予算
- 日程第 3 5 議第 4 1 号 平成 2 5 年度米沢市南原財産区費特別会計予算
- 日程第 3 6 議第 4 2 号 平成 2 5 年度米沢市三沢東部財産区費特別会計予算
- 日程第 3 7 議第 4 3 号 平成 2 5 年度米沢市水道事業会計予算
- 日程第 3 8 議第 4 4 号 平成 2 5 年度米沢市立病院事業会計予算
- 日程第 3 9 議第 4 7 号 平成 2 4 年度米沢市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 4 0 議第 4 8 号 平成 2 4 年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算 (第 3 号)

(悪臭問題特別委員長報告)

- 日程第 4 1 悪臭問題特別委員会の報告

日程第４２ 議第 １号 米沢市監査委員の選任について

日程第４３ 議第４９号 米沢市職員互助共済制度に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程第６号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（２４名）

１番	佐 藤 兵 議員	２番	高 橋 義 和 議員
３番	小 久 保 広 信 議員	４番	我 妻 徳 雄 議員
５番	木 村 芳 浩 議員	６番	高 橋 嘉 門 議員
７番	小 島 卓 二 議員	８番	高 橋 壽 議員
９番	白 根 澤 澄 子 議員	１０番	佐 藤 忠 次 議員
１１番	遠 藤 正 人 議員	１２番	堤 郁 雄 議員
１３番	工 藤 正 雄 議員	１４番	齋 藤 千 恵 子 議員
１５番	島 軒 純 一 議員	１６番	海 老 名 悟 議員
１７番	相 田 克 平 議員	１８番	洪 間 佳 寿 美 議員
１９番	相 田 光 照 議員	２０番	中 村 圭 介 議員
２１番	山 村 明 議員	２２番	鈴 木 章 郎 議員
２３番	山 田 富 佐 子 議員	２４番	佐 藤 弘 司 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	小 川 正 昭	建 設 部 長	唐 澤 一 義
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市立病院 事務局長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 委 員 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農業委員会 事務局長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄
選挙管理委員会 事務局長	高 橋 龍 一	代表監査委員	高 野 欽 一
監 査 委 員 会 事務局長	佐 藤 利 信		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	後 藤 俊 英	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議事調査係長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	渡 部 真 也

午前１０時００分 開 議

○佐藤 晃議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第6号により進めます。

.....

日程第1 議第5号権利の放棄について 外6件

○佐藤 晃議長 日程第1、議第5号権利の放棄についてから日程第7、議第46号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの議案7件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長18番渋間佳寿美議員。

〔総務文教常任委員長18番渋間佳寿美議員登壇〕

○18番（渋間佳寿美議員） 御報告申し上げます。

去る2月28日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

当委員会は、議会日程に従い、5日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第5号権利の放棄についてですが、本案は、契約解除に伴う違約金を請求する権利を放棄しようとするものであります。

本案に対し、委員から、契約不履行による本市への影響について質疑があり、当局から、契約内容は設計業務で、設計は工事予定の前年度以前に行うこととしているので、他の業者に発注したことから、市の工事計画に対する影響は特

になかったとの答弁がありました。

また、委員から、債務者が業務を再開する可能性はないかとの質疑があり、当局から、破産手続廃止が確定しているので、その可能性はないものと理解しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、債務者の資金繰り悪化を理由に入札から除外するなどの危険回避措置をとることはできなかったのかとただされ、当局から、指名競争入札であることから、財務調書等の提出を求め、財務に関して調査した上で指名競争入札参加者登録簿に掲載している。しかし、掲載後に、このような経緯により経営状況が悪化したことに関しては、ある程度の推測はできても、その時点で業務が履行できないことまでは、はっきりとは推測し得なかったと判断しているとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号米沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、当該条例に該当する「その他非常勤の職員」について質疑があり、当局から、当該条例第2条に「職員」としてその内容を規定しているが、具体的には教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員等の委員会の非常勤の委員、交通指導員、国勢調査員、行政連絡員、市に勤務する嘱託職員等であること、また、市から辞令書、委嘱状等が交付されている非常勤の職員で、ほかの災害補償制度の適用を受けない方全てが該当するものであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてであります。

本案は、米沢市情報公開条例及び米沢市個人情報保護条例の全部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、審査会の委員の構成について質疑があり、当局から、「審査会は委員5人以内で組織し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する」と条例で規定されており、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士、司法書士の5名の方が現在委嘱されているとの答弁がありました。

また、委員から、審査会の委員の任期について質疑があり、当局から、「委員の任期は2年とする」と条例で規定されているとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、末梢血幹細胞移植に係る検査、入院等の期間を特別休暇として承認するよう所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、職員のドナー登録数について質疑があり、当局から、特に把握していないとの答弁がありました。

また、委員から、この改正が有効となるために、職員が積極的にドナー登録をされるような働きかけを行っていただきたいとの要望がありました。

採決に当たっては、特別休暇が承認されることは、骨髄や末梢血幹細胞の移植が必要な市民を救うことにもなるので、賛成との意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号米沢市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたび、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

に関する法律」により、都市公園法の一部改正が行われました。本案は、この改正に伴い、都市公園及び公園施設の設置に関する基準を定め、並びに有料公園施設の使用に係る区分及び使用料を改めようとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、改正条例案第2条の3第2項中「風致の享受の用に供することを目的とする都市公園」とはどのようなものかとの質疑があり、当局から、自然の風景を残し、良好な自然環境を保全しながら公園として活用するというもので、都市公園法で定義する都市公園の分類中、特殊公園の中の風致公園という位置づけをしており、本市では御成山公園がこれに該当するとの答弁がありました。

また、委員から、今回改正する有料公園施設の使用料の算定根拠について質疑があり、当局から、このたび設定する高校生以下の使用料については、本市の都市公園、体育施設等の子供料金と同様に一般の半額とし、照明については電気料実費相当としている。本市全体の使用料等については、このたび改正するものも含め、平成24年度と平成25年度において、行財政改革の一環として見直しを行っているところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、人工芝サッカーフィールドへの大学合宿の誘致等では使用料を減免しているが、学園都市を推進する本市の立場からすれば、米沢女子短期大学や山形大学工学部の学生の使用料も高校生と同じにすべきであり、それらの整合性について全庁的に検討していただきたいとの要望がありました。

また、スポーツは経済波及効果につながる重要なものであり、スポーツ施設は子供から一般の方まで種々の目的で使用されるものであることから、本市全体のスポーツ施設について、使用目的や施設に見合った使用料を設定するよう検討を重ねていただきたいとの要望がありました。

そのほか、部活動で使用する場合や、大人と高校生以下と一緒に使用する場合の使用料等について質疑がありました。

本案については、賛成との意見があり、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例等の一部改正についてであります。が、本案は、国家公務員の退職手当制度の改正等を踏まえ、一般職の職員の退職手当の額を引き下げようとするものであります。

本案に対し、委員から、職員組合は今回の改正について納得して合意したのかとただされ、当局から、2月14日と18日に合計3回の交渉等を行い、この際、国の改正を受け、地方自治体も一定の改正を行わなければならないことについて説明し、合意に至ったものと認識しているとの答弁がありました。

また、委員から、県内大多数の自治体は3年で段階的に引き下げられ、給与等の取り扱いについて本市に準拠している自治体である置賜広域行政事務組合も3年で同様に引き下げられるが、本市も2年ではなく、3年で同様に引き下げるのが妥当だったのではないかとただされ、当局から、国、県、退職手当組合の改正の3つの選択肢があったが、総合的に勘案し、県並びに本市と同じく独自の退職金制度を運用している山形市、酒田市と同様の改正が望ましいとの結論に至ったものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、地方公務員の給与削減を前提に、国が新年度予算で地方交付税を削減して計上したことが報道されているが、退職手当の引き下げ分を、本市の新年度予算では既に削減されることとして計上しているのかとの質疑があり、当局から、当初予算編成の段階では条例改正は議決されていないことから、予算額は現在の給与、退職手当制度に基づいて計上しており、改正がなされた後、しかるべき時期に補正

対応したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、退職手当の引き下げについては、特別職と一般職の職員が気持ちを一つにしてやっていくべきであり、特別職の職員に対する退職手当の改正も早急に行っていただきたいとの要望がありました。

採決に当たっては、置賜地区の自治体は3年で削減されるが、本市だけ2年で削減され、本市の職員が不利益を受けることから反対とする意見、また、デフレ脱却の手だては労働者の賃金引き上げと言われているが、本市の引き下げに準拠して、中小企業や民間に及ぼす影響が大きくなることが懸念されることから、国の法案に問題があったとして反対とする意見がありました。

一方、本市においても、官民の給与較差、退職手当等の較差は非常に甚大なものと捉えているが、今回の改正は官民均衡を図る内容であることから賛成とする意見があり、意見が分かれたことから起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。が、本案は、山形県人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえ、一般職の職員の平成25年4月1日における号給を調整しようとするものであります。

本案に対し、委員から、臨時職員、嘱託職員の報酬等が家計を支えている世帯も多い現状の中で、当該職員についても正規職員と同様の取り扱いをする必要があるのではないかとただされ、当局から、臨時職員、嘱託職員の報酬等については別のルールで定めており、今回の改正については趣旨が異なることから、そこまでは含めていないこと。また、報酬等については極端に低いものではなく、一定の業務を一定の金額を示して募集し、応募されているので、条件の一つと理解しているとの答弁がありました。

また、委員から、臨時職員、嘱託職員に夏と冬のボーナスを支給する自治体がふえているが、本市においても考慮する必要があるのではないかとしたされ、当局から、臨時職員は任用時期が異なり、支給時期に任用されている場合に限り支給されることから不公平になるとして、検討を重ねた上で月額単価を定めているものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、指定管理者制度における報酬や市の臨時職員、嘱託職員の報酬等が低いことは、民間賃金を引き下げる悪影響を与えることから、全体を底上げするためにも、当該職員の報酬等の改善を行っていただきたいとの要望がありました。

そのほか、職員団体との事前交渉の経過などについて種々質疑がありました。

本案については、賛成との意見があり、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第45号の議案1件を除く議第5号から議第9号まで及び議第46号の議案6件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 御異議なしと認めます。よって、議第5号から議第9号まで及び議第46号の議案6件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第45号について、起

立により採決いたします。

議第45号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第45号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第45号は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第8 議第10号米沢市自転車等放置防止条例の一部改正について外7件

○佐藤 晃議長 次に、日程第8、議第10号米沢市自転車等放置防止条例の一部改正についてから日程第15、請願第1号年金2.5%の削減中止を求める意見書提出方請願までの議案7件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長3番小久保広信議員。

〔民生常任委員長3番小久保広信議員登壇〕

○3番（小久保広信議員） 御報告申し上げます。

去る2月28日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案7件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、6日の午前10時から委員会室において、各委員出席のもと、関係部課長及び請願の紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第10号米沢市自転車等放置防止条例の一部改正についてであります。本案は、放置自転車等を撤去し、及び保管した場合の取り

扱い並びに手数料を改めようとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、近年の放置自転車等の状況について質疑があり、放置禁止区域に放置された台数は、平成23年度で135台、平成24年度はことし1月末現在で127台であり、このうち保管するに至ったものは、平成23年度で18台、平成24年度で30台であり、このうち所有者に引き取りされた台数は、平成23年度で5台、平成24年度で9台であるとの答弁がありました。

また、委員から、保管、撤去に至った自転車等は、所有者が放置したものか、または所有者の意思にかかわらず盗難等により放置されたものか区別しているのかとして質疑があり、当局から、盗難等により放置されたかどうか把握できない実態があるとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から、所有者が放置した自転車等の保管料を適切に徴収するためには、所有する自転車等が盗難に遭った場合には、速やかに関係機関に届け出ていただくことを市民に対し周知徹底する必要があるのではないかとしてただされ、当局から、盗難の届け出も当然必要ではあるが、自転車等を購入する際は防犯登録をしていただくことが一番であると考えているとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号米沢市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は違反自転車等を撤去し、及び保管した場合の取り扱い並びに手数料を改めようとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、違反自転車等を保管手数料の支払いをせず駐車場から持ち出すことは可能かとの質疑があり、当局から、この施設は指定管理者が有人で管理業務を行っていることから、無断で自転車等を持ち出すことは不可能

であるとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号米沢市環境審議会条例の一部改正についてであります。本案は、市長の諮問の内容に応じた審議会を組織できるよう所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、諮問の内容に応じ組織した審議会を設置した後に、さらに新たに諮問する事案が生じた場合の対応について質疑があり、当局から、さきに設置された審議会の委員が両事案に精通した方々であれば、同時に調査、審議することも考えられるが、困難な場合は、先に審議中の事案について市長に対し答申した後に、新たに審議会を立ち上げ、調査、審議することが適当と考えているとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号米沢市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例の一部改正についてであります。本案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号米沢市介護保険運営協議会条例の一部改正についてであります。本案は、介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定

地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、第74条で規定する指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関連し、この施設はどのようなものかとの質疑があり、当局から、入所定員を29人以下とすることから、小規模の介護老人福祉施設、特別養護老人ホームであるとの答弁がありました。

また、現在、本市にはこの施設はないとのことであるが、今後の建設の可能性について質疑があり、当局から、第5期介護保険事業計画には位置づけていないところであるが、今後、地域のニーズや低所得者への対策等として、建設、整備する可能性も考えられることから、このたび規定したところであるとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号米沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定についてであります。が、本案は、前号と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めようとするものであります。

本案については、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号年金2.5%の削減中止を求める意見書提出方請願であります。が、本請願は、昨年の年金関連法の改正に伴い、平成25年度から27年度までの3年間で、老齢基礎年金等の年金額の特例水準2.5%の解消を実施することに対し、この措置はデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、限りない年金削減の流れをつくるものであり、深刻な不況が続く中で、年金削減による高齢者の収入減は、地域経済にも大きな影

響を与え、自治体の税収減にもつながり、さらには日本経済への打撃も看過できないことから、この措置を中止するよう関係機関に対し意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、3カ年で2.5%を削減した場合、一月当たり減額される額について質疑があり、紹介議員を介して当局から、基礎年金の部分では、平成25年10月の1%の削減で666円、26年4月の1%の削減で675円、27年4月の0.5%の削減で334円、また、厚生年金の標準世帯では、平成25年10月で2,349円、26年4月で2,375円、27年4月で1,176円となり、結果、2.5%の削減により現在の給付額から、基礎年金部分では1,675円、厚生年金では5,900円の減額となること、さらに本市における平成23年度の総支給額をもとにすると、2.5%削減後には概算で1年間に8億4,000万円ほどの影響額となるとの答弁がありました。

また、委員から、今後、少子高齢化に伴い、年金財源の状況がさらに厳しくなると予想されるがどのように考えているか、紹介議員並びに当局に対して質疑があり、紹介議員から、政府はこのたびの公共事業を中心とした大型の補正予算を組みながら、景気回復等による拡大経済を行い、税収及び国民所得の増を考えた政策を行うとしているが、税収を考慮しつつ、義務的な経費などの必要な部分を考慮し、予算を組んでいく必要があると考えているとの答弁があり、当局からは、今回の2.5%の削減理由として、平成12年度から14年度の間、年金額を特例的に据え置いたことで、累計で7兆円の過払いとなっており、削減しなければ年間1兆円の給付増となると言われていること、一方、年金の減額は地域経済への影響も大きいことから、減額することなく給付していくことができればとの思いもあるが、年金制度を維持するという観点から

考えると難しい状況であるとの答弁がありました。

このほか、本市における公的年金の加入者数と給付状況、年金財源の現況と先行き、低所得者の年金受給者に対する新たな給付について等、種々質疑がありました。

採決に当たっては、1人の高齢者を支える現役世代の割合が年々厳しくなっている現状を鑑みれば、年金制度を維持していくためには、年金2.5%の削減中止はすべきでないとして反対とする意見、さらに、年金は財源をどう求めていくかが一番大きな問題であり、制度をいかに維持し、後々の世代へ引き継いでいくための財源をどのように求めていくかを考えると、給付の段階で苦渋の我慢をしていただくことも必要として反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、反対多数で不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 兵議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

民生常任委員長報告中、異議のありました請願第1号を除く議第10号から議第16号までの議案7件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、議第10号から議第16号までの議案7件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、請願第1号について、起立により採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、反対多数で不採択であります。

この場合、採択、不採択の順に採決いたします。お諮りいたします。

請願第1号を採択とするに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 兵議長 起立少数であります。

次に、念のため、請願第1号を不採択とするに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 兵議長 起立多数であります。よって、請願第1号は、不採択と決まりました。

.....

日程第16 議第17号米沢市中央多目的広場の設置及び管理に関する条例の廃止について外9件

○佐藤 兵議長 次に、日程第16、議第17号米沢市中央多目的広場の設置及び管理に関する条例の廃止についてから日程第25、議第26号米沢市水道事業等運営審議会設置条例の設定についてまでの議案10件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長13番工藤正雄議員。

〔産業建設常任委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

去る2月28日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案10件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、7日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、関

係部課長及び請願の紹介議員にも出席を求め、開会いたしました。

本日は、議案10件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、請願1件については、11日の本会議において御報告申し上げたところであります。

初めに、議第17号米沢市中央多目的広場の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。が、本案は、米沢市中央多目的広場を廃止しようとするため提案するものであります。

本案に対し、委員から、今日まで条例廃止をしていないできたのは、新文化複合施設の建設に支障がない範囲で、できるだけ長く市民の方々に、まちの広場を使用していただくためのものかとの質疑があり、当局から、市民の方々には、できるだけ長くまちの広場を使用していただくこととあわせ、今後の新文化複合施設整備及びまちの広場解体工事などのスケジュールを勘案し、施行日を上杉まつり終了後の5月7日に設定したことから、本定例会での提案となったものであるとの答弁がありました。

また、委員から、まちの広場で実施している産業まつりなどのイベントについて、（仮称）まちなか歴史公園で実施できるのかとの質疑に対し、当局から、面積的にはほぼ同じで、イベントを開催する際に必要な給排水設備なども整備するため、代替機能を備えているほか、テントの設置についても、路盤強化しているとともに、コンパネを敷設するなどでも対応できることから、イベントの実施については可能であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、2月に開催された都市計画審議会では、米沢市都市計画広場の変更について、賛成意見の3倍近い反対意見があったことをどのように受けとめるかとの質疑があり、当局から、都市計画審議会に先立ち、2週間の縦覧期間中に、また事前説明会においても多数の意見があり、都市計画審議会で報告し、それを

踏まえた形で附帯意見を添えられたと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、年間10万人の利用があるまちの広場の存続を求める署名が7,245名あったことについてどのように考えるかとの質疑があり、当局から、説明不足等により、署名された方々の中にも理解されていないところもあり、今後も説明会の開催や広報などによる周知を継続して行い、理解していただけるよう努力してまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、8月臨時会以降、建設反対の署名活動が活発化し、説明会においても十分に同意を得られない状態で現在の計画を進めるべきでなく、ポポロビルの訴訟が解決した後、当初案であったポポロビル跡地に建設すべきでないかとの質疑があり、当局から、8月臨時会でのまちの広場建設が最良であるという判断から補正予算を提案し、承認いただいたことから、今後もその議決を踏まえ、地元の方々に御理解いただけるよう、継続して説明してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、委員から、住民訴訟が行われた場合、今回の計画に対して考えられる影響はあるかとの質疑があり、当局から、行政手続上、瑕疵はないことから、影響はないものと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、中心市街地活性化に向けて20年来、いろいろな施策をとってきた経緯があり、今回、図書館整備計画を立てたことに対し、重要視された部分、また関係者から期待されている部分について、どのように認識されているかとの質疑があり、当局から、これまでの中心市街地活性化については、民間が中心となった事業が進んでこなかった経緯があり、今回の新文化複合施設建設が、中心市街地活性化に向けて動き出す第一歩の中核事業として、関係団体とも連携を密にしながら取り組んでいかなければならないものと認識しているとの答弁がありま

した。

さらに、委員から、当局が認めている説明不足の部分、地元の方々に説明されている中で、理解を得られないポポロビルを含めた将来的な部分など、どのようなことが反対運動を引き起こした原因であったと認識しているかとの質疑があり、当局から、まちの広場については、まちの中ににぎわいをつくるための施設として位置づけているものの、その後の利用については、新文化複合施設という教育文化施設建設用地として方針転換し、（仮称）まちなか歴史公園の整備に伴い、そこを代替機能として使用していくという方向性も出し、一定の理解を得られると判断していたが、まちの広場に対する思い入れなどが原因であると認識している、これからは、文化施設及び歴史公園の活用についてさまざまな工夫を取り入れ、市民の方に喜んでもらえるような施設にしていくことによって、反対されている方々にも理解を深めていただけるよう努力してまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、委員から、今後、具体的なグランドデザインをどのような予定で進めていくのかとの質疑があり、当局から、担当部署が多岐にわたるため、総合政策課で取りまとめて調整し、商店街活性化については、米沢商工会議所と中心市街地活性化協議会を立ち上げており、できるだけ早く今後のスケジュールを検討し、また公共交通などの事業のあり方についても、市民の方々に提示できるよう取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、委員から、7,245名の反対署名、若い人からの反対意見、都市計画審議会における反対意見、駐車場と新文化複合施設の安全性の確保など、不確定要素を抱えながら当事業を進めることは、自助、共助、公助といった本市の目指すまちづくりに適さないことから、一旦白紙に戻し、ポポロビル跡地に建設する当初案で進めるべきであることから、本案に

反対との意見がありました。

また、委員から、新文化複合施設の建設場所をめぐる問題で、反対運動が出ていることについては大変残念であるが、将来の地方都市として、中心市街地活性化によるにぎわいづくりなどといった部分で市民の方々から賛同を得られるよう努力していく必要はあるが、今回のこの建設については大きな判断であり、また本市の中心市街地活性化へ向けた一歩ではないかと判断したことから、本案に賛成との意見がありました。

さらに、委員から、まちの広場存続希望者が7,245名おり、また、都市計画審議会や8月の臨時会での採決においても、可否に関しては僅差であり、賛否がこれだけ分かれた状況の中、総額22億円にも上る当事業に対し、性急にまちの広場の設置条例を廃止して進めるべきではなく、市民の方々から賛同を得られるまで話し合い、もっと時間をかけ、先を見据えたまちの開発と中心市街地活性化を考えるべきであることから、本案に反対との意見がありました。

本案については、意見が分かれたため、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号米沢市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用物件の対象範囲等が拡大されたことにより改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、改正内容にある食事施設等の道路占用許可対象物件の追加については、本市に適用される区間があるのかとの質疑があり、当局から、まちづくりの観点で、都市計画道路やその広幅員の歩道配置などの決定があった場合に該当することになるが、本市には該当する区間がないとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号米沢市市営住宅条例の一部改正

についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定めるとともに、入居者の資格等について所要の改正を行おうとするものであります。

なお、以後の報告におきまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律に関連した条例の制定または一部改正については、第1次一括法または第2次一括法と、法律名を省略した上で報告させていただきます。

本案に対し、委員から、県の条例も改正されるのかとの質疑があり、当局から、本市では市営住宅と県営住宅が隣接しているところが多いため、不整合がないよう、県条例の改正と同じく改正しているとの答弁がありました。

また、委員から、本市として収入基準を独自に変更する条例改正を考えているのかとの質疑があり、当局から、過去に収入基準を改正しており、さらに下げるとなれば、低収入の方だけの住居になってしまうことから、現状の基準が妥当であるとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号米沢市手数料条例の一部改正についてであります。本案は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定審査に係る手数料を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、低炭素建築物ということで、税制上優遇措置はあるのかとの質疑があり、当局から、認定を受けた方については、所得税控除と登録免許税の優遇措置があるとの答弁がありました。

また、委員から、低炭素建築物の具体例について質疑があり、当局から、省エネ基準に対し、

さらに消費エネルギーの消費量を10%減として、さらに、節水型の水洗設備や屋上の緑化をするなどとした住宅であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、事前審査なしの場合の申請時期について質疑があり、当局から、建築確認申請と同時に提出していただきたいとの答弁がありました。

このほか、委員から、建売住宅の場合の優遇措置の有無について質疑があり、当局から、長期優良住宅と同様に、売れた時点で住宅取得控除等の優遇措置があるとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号米沢市市道の構造の技術的基準等を定める条例の設定についてであります。本案は、第1次一括法による道路法の一部改正及び第2次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進のために必要な道路の構造に関する基準を定めようとするものであります。

本案については、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号米沢市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定についてであります。本案は、第1次一括法による河川法の一部改正に伴い、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定めようとするものであります。

本案については、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号米沢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の設定についてであります。本案は、第2次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定公園施設の設置に関する基準を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、公園のトイレを新設する際、車椅子でも使用できる施設を完備するこ

とになっているのかとの質疑があり、当局から、公園の規模によるが、最近整備しているトイレには障がい者用のトイレを併設して設置しているとの答弁がありました。

また、委員から、本条例については、バリアフリー法改正ということから、どの部分が変更されたかとの質疑があり、当局から、平成18年にバリアフリー法及び国土交通省の省令が制定され、特に車椅子利用者が円滑に移動できるよう、段差の解消やトイレの大きさなどが規定され、さらに国が平成20年1月に都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインを策定しており、その後の公園整備は、そのガイドラインに基づいて整備しているとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号米沢市公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定める条例の設定についてであります。本案は、第2次一括法による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定めようとするものであります。

本案については、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号米沢市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の設定についてであります。本案は、第2次一括法による水道法の一部改正に伴い、水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、本市で確保していく職員に関しては、有資格者を採用するなど何らかの対応をしていくのかとの質疑があり、当局から、基準が高校卒業で7年以上の実務経験があれば、職員採用後、順次資格を得ることになり、支障はないとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

次に、議第26号米沢市水道事業等運営審議会設置条例の設定についてであります。本案は、水道事業等の運営に関する審議会を新たに設置しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第17号に対し、16番海老名悟議員、17番相田克平議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可します。初めに、16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕

○16番（海老名 悟議員） 私、一新会の海老名悟です。

本日は、議第17号米沢市中央多目的広場の設置及び管理に関する条例の廃止について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この議第17号は、米沢市中央多目的広場、いわゆる「まちの広場」の設置及び管理に関する条例を廃止して、まちの広場に新文化複合施設を建設するための議案です。

まちの広場に新文化複合施設を建設する案が市当局から示されたのは、平成24年4月でしたが、それまでの経緯を簡単に振り返れば、平成23年3月定例会において、ポポロ跡地に建設することを前提にその調査設計費が上程され、賛成多数で可決されました。翌24年3月定例会では、同じくポポロ跡地に建設することを前提に建物の解体費となる取得費が上程され、やはり賛成多数で可決されました。この二度の採決において、反対議員はおられましたが、その数は1桁

であり、24年3月の採決ではさらに反対議員の数が減ったことは記憶に新しいところです。

それが、平成24年8月臨時会において、まちの広場に建設する議案に対する採決では、反対議員10名、賛成議員12名という、賛否が非常に接近した結果となりました。

その後、「まちの広場を愛する市民の会」が、まちの広場の存続を求める署名を集めた結果、11月28日と2月26日に提出された署名者数は、合計で7,245名にもなりました。

7,245名の市民が、まちの広場を残してほしいと要望していることは、重大な事実です。確かに、少しでも早く建設してほしいと要望されている市民がおられることも承知しています。

しかし、先ほども述べたとおり、議会としても、まちなかにあるポポロ跡地に建設することに対しては大多数が賛成してきたのです。それが、半数近くの議員が反対になったのは、そもそもの目的である中心市街地の活性化という大命題において、ポポロを残したまま、まちの広場を壊して、新文化複合施設を建設した後のグランドデザインも、長期ビジョンもないような状態で、本当に中心市街地の活性化ができるのかという疑問点を見過ごせないからであります。

また、2月6日に開かれた都市計画審議会において、この米沢市中央多目的広場の設置及び管理に関する条例の廃止について、審議がなされました。

私も当日、傍聴しておりましたが、廃止することへの疑問や反対意見が続出する中で行われた採決は、委員長を除く12名の委員が、賛成6名、反対6名と真っ二つに賛否が分かれました。

しかも、その6名の内訳は市民委員4名と議会選出委員2名となっており、ここでも市民委員と議会、それぞれが賛否を二分する結果、判断が示されたのです。

このように、議会も市民も賛否が分かれています。中で、まちの広場の設置及び管理に関する条例

を廃止して新文化複合施設の建設を進めることは余りに性急であり、7,245名に上る市民の意思を無視することになります。

安部市長は、「市民こそ主役のまちづくり」、こう標榜して政治を行おうとされています。先日の3月代表質問におきまして私は、この「市民こそ主役」ということはどういう意味なんだと事をたださせていただきました。その際、市長からは「市民一人一人が大事にされていると感じることだ」という答弁をいただきました。

市民一人一人が大事にされている、そのために市民こそ主役のまちづくりをするんだということであるならば、このまちの広場の存続を望む7,245名の市民はどうなんでしょうか。これらの方々の意思を無視して今回の計画を進めることが、「市民こそ主役のまちづくり」と言えるんでしょうか。私は違うと思います。

地元に住んでおられる方々は、当初のポポロ跡地に新文化複合施設を建設することに対しては、おおむね歓迎していたのです。なぜなら、毎日、目の前にある、あの老朽化したビルを眺めながら、冬場になったら、いつ屋根が落ちるんだろう、古くなったビルなんだから維持管理が大変だし、万が一火災でも起きたらどうなるんだろう、そういった現実的な心配を常に抱えておられたんです。

それが、その老朽化したビルがなくなり、新しい図書館と市民ギャラリーができて、北側の駐車場と一緒に利用できるとなったのですから、これに対しては地元の方々は皆、賛同していたんです。それが、ある日突然、ポポロ跡地ではなく、ふだんから身近にあり、利用もしてきた、愛着があるまちの広場を壊して建てることになったということに対して反発しているんです。

今回、廃止されようとしている、この米沢市多目的広場の設置及び管理に関する条例の第1条には、「市民の憩い及び交流の場として」という条文があります。まさに、地元の人たちだけ

ではなく、市民の方々にとっても憩いの場であり、交流の場になっているんです。

ごみ処理施設のような迷惑施設でもないのに、地元住民から建設反対運動が起きること自体、異常であり、そこから派生して賛成・反対の市民が互いにいがみ合うような状態はあってはならないことです。

こんな状況の中で計画を推し進めることは、後に禍根を残すことになります。ここは一旦立ちどまり、地元住民はもとより、多くの市民が夢を持って期待できるような計画にするために再考すべきです。そこには時間がかかったり、予算がふえることも想定されるかもしれませんが、米沢市の中心市街地の50年後の将来を見据えることが何よりも優先されるべきではないでしょうか。（「そうだ」の声あり）

新文化複合施設は、中心市街地活性化を図るための一アイテムにすぎません。ポポロ、駐車場、文化会館も含めた一つのゾーンとして将来像を考える必要があることから、今回の建設予定地である米沢市中央多目的広場の設置及び管理に関する条例を廃止することには反対です。

改めて申し上げますが、我々はやみくもに反対しているわけではありません。新文化複合施設を中心市街地に建設することは認めてきました。しかし、米沢市の活性化を考える上では、補助金の率や目の前の時間に左右されてはならないということを最後に申し述べ、私の反対討論とさせていただきます。（拍手）

○佐藤 晃議長 次に、17番相田克平議員。

〔17番相田克平議員登壇〕

○17番（相田克平議員） まずもって、申し上げたいことがあります。

今回、このような二分する状況をつくり出した根本問題は、借地借家法に対するたな子の権利の認識の甘さだと市長はおっしゃっておりますが、それだけではないのです。私は、本市の情報収集力や判断力、そしてコミュニケーション

能力の不足を痛感いたしました。その点については、早急に改善を求めたい。

そして、あえて市長に申しますが、私は、人が成長していく過程で、みずからの考えに異を唱える方、そういう方との対話こそ、自分の成長につながるものだと思っています。成長を求めない人に、人はついていきません。そのような点で、私は、市長はこの間、もっとできることがあったのではないかと思います。リーダーとして、本日決まる道を、市民がまた一丸となって推進することができるように、猛省を求め、変えるべきは変えていただきたいと進言したいと思っています。

4月20日、まちの広場への建設地変更が発表されたとき、私は最大限の反対を当局にぶつけました。まちの広場は私にとって、たくさんの仲間たちと100を超えるイベントを企画し、開催してきた大切な場所で、そして私自身を成長させてくれた場です。あの広場がなければ、私は今、議員にはなっていなかったと思います。頑張っても頑張っても、仲間たちが店を失っていく、そういう苦境を乗り越えながらもやってきたんです。今回、思い出の地を失う悔しさは誰よりも強く、胸を引き裂かれる思いです。

でも、その私が、議第17号中央多目的広場の設置及び管理に関する条例の廃止に賛成の立場で討論するまでの経緯をお話ししたいと思います。

まず、議決内容に変更が生じる場合、当然、議会と当局との協議が行われなければなりません。市が一方的に計画地の変更を決めることは、議会制民主主義による行政運営の意思決定をしていくというルール上、大きな問題があるため、当初の一方的な計画地変更の発表には断固反対いたしました。

しかし、その後、市当局により、計画策定にかかわった方々への説明と意見交換会が開催され、関係者の方々の事業実現への強い意欲が確認できたこと、また、一方的な計画地変更は不適切

との声を尊重し、計画地変更を一旦白紙に戻し、議会の全員協議会において、まちの広場、（仮称）まちなか歴史公園、訴訟問題の解決後のポポロの3つの案を比較し、協議する機会を設けたことで、民主的な手法により、その対応が協議されてきたと捉えています。

この間、並行して地元住民の方々から複数の要望書が直接市に提出されております。市当局は、それらのプランに対しても、実現可能性を内部検討してきています。私自身も、テナント側に協力を求める署名活動に参加し、運営会社の責任者の方々に直接お会いして、多くの市民の方々の思いを伝え、移転による協力をお願いしてきました。しかし、当初案実現のために自分ができる努力は重ねてきても、ステークホルダーへの責任を重視、言及するテナント会社の意志は固く、その壁を越えることは相当困難であると感じました。

結果的に、最終的に示されたまちの広場案は、唯一計画期間内に事業可能であることや、ほかの案に比べて財政負担を低く抑えることができるため賛成したものです。不確定要素が残るほかの案は、問題解決を先送りすることになります。中心市街地の活性化に関しては、多くの方々も異論のないものだと感じていますが、持続可能な行政運営のためにも、税収維持効果を可能な限り最大限に保つべきであることや、中心市街地活性化の他事業の実現性を可能な限り高いレベルで維持するためにも、事業実施がおくれることは避けるべきと判断してのものです。

人口減少時代に持続可能な自治体であるために、コンパクトシティ化が必要ですが、まち全体の構造物を建てかえたり、強制的に住みかえをさせることは、事実的に不可能です。今回の都市再生整備計画の主たる目的は、暮らしやすいまちを整備することで市街地拡散と人口減少を抑制しようというもの、まちなかへ住むことの優位性をつくり、住みやすいまちなかで、ゆとり

のある、安らぎのある生活をしていただくためのものです。そして、行政としては、地価下落に歯どめをかけ、税収もきちんと維持していかなければなりません。その他の行政サービスを維持向上させていくためにも必要な事業なのです。

残念ながら、まちの広場が整備・活用されてきた間も、人口減少や商業集積の空洞化を抑制することができずに来ました。整備当初に比べ3分の1になった周辺地価と同様に、私たち、土地や建物を担保に事業を展開してきた方々の資金枠も目減りしているのです。営業継続ができなくなった事業所も存在します。イベントによる一時的なにぎわいをつくることはできても、公的予算を投じ続けるに値する状況改善は、残念ながら見られずに来たのが現実だと思います。

この冬を中心街の道路状況を見てください。まちなかでありながら、通学路に雪が積もったままなんです。歩道の除雪、不徹底なところがたくさんありました。行政が手を抜いているからではありません。空き地や空き店舗、空き家が増加して、手をかける人がいなくなってきているんです。少なくとも、広場が整備される15年前は、こんなことはなかったんです。

中心市街地活性化のために計画されている事業は、新文化複合施設だけではありません。多様な事業が相乗効果を発揮していくことが大切です。確かに、老朽化した大型店跡の解消効果もあった当初案はベストです。しかし、いつ実現するかわからない当初案に固辞し、出口の見えない長いトンネルの中で、大きな目的でもある商業機能充実の主体的担い手となる地元商業者の体力が失われていくようなことは避けなければなりません。

民間の取り組みを当てにせず、行政が単独で中心市街地活性化を進めていくというならば、確かに用地変更により二重にかかる設計費や、一度整備した広場をなくすということは、行政の無駄

遣いに違いありません。また、反対する方々のさまざまな主張も理解できる部分が多い。しかし、毎年40億円を超える人件費を要しながら、本市が、これだけの勢いで失われていく市民資産を守るすべもなく、手をこまねいているというのでは、行政の自治体としての存在意義そのものが問われます。失うことは一瞬でできますが、何かを手にするには時間がかかるものです。中心市街地活性化が叫ばれてから、何度もブレーキをかけてきた経緯がある。しかし、その結果、米沢のまちなかはどうなってきたのですか。

未来のためにも立ちどまるべきではありません。前進すべきです。私たちは意を決して、挑戦を始めるべきときなのです。

私は、この米沢が大好きです。このまちを愛しています。市民として、商業者として、そして議員として、今後も汗をかき、このまちを磨くためできることをやっていきたい。私自身には、目指すべきまちのビジョンは明確にあります。

歴史と文化が薫るまち、教育を大切にすまち、いいじゃないですか。そういうまちの個性をきちっと磨き、そんなまちなかで多くの人が交流を楽しみ、自分自身もまちを磨くことに参加していくようなまちにしませんか。そういう心が、市民の方々とたくさん共有することができれば、このまちを訪れる人にも必ず伝わるのです。そういうまちをつくりましょう。

ポポロの土地が問題解決に時間がかかるのなら、何も単に新たに広場を整備するなんていうことを考えなくてもいいと思います。私は、老朽化著しい文化会館の建てかえ用地としての、その実現可能性を探るべきだと思います。みずから定めた文化交流ゾーンから将来、文化会館が外に移るようなことがあってはいけないのです。財政事情がありますが、私たちの知恵と努力で解決できるはずだ。たとえ時間を要しても、検討する価値は高いと思います。

そして、市内の隅々までバスを走らせましょう。

通学や通勤に車が要らないまちをつくりましょう。効率的な乗りかえをするには、まちなかがハブエリアになります。にぎわいの創出効果も期待できる。仕事帰りに軽く一杯楽しむなんてゆとりも生まれるのです。仕事に打ち込む人々の気概も違ってくるのではないですか。それも市民の活力につながると思います。お孫さんの手を引いてバスに乗って、ギャラリーや図書館にやってくる人の姿が見たい。本を片手にギャラリーを楽しんだ後、行きつけのお店で軽く一杯やって、バスに乗って帰る方の姿が見たい。そういうことは、市民の皆さんの生活の豊かさや安らぎや潤いになるのではないのですか。確かに、小異はあります。でも、私はそういう大きな未来に乗って、今、意を決し、挑戦を始めるべきときだと思います。

若い力が、また再びまちなかに目を向け始めています。1軒のカフェが、長く寂れた商店街の空気を変えようとしています。それは、波動となって周りに広がろうとしています。まちに一石を投じるというのは、そういうことです。私自身が描くビジョンの中には、この事業はきちっと合致しているのです。そして、今後もそのビジョン実現のために私も努力していきたい。

私と同じ思いの方も多い。確かに反対する方もいらっしゃる。しかし、長く閉ざされた扉を開いて、歩みを前に進めなければなりません。

私自身の決意と、長く待ち望んできた方々の思いを添えて、私は議第17号米沢市中央多目的広場の設置及び管理に関する条例の廃止に賛成いたします。（拍手）

○佐藤 晃議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長報告中、異議のありました議第17号を除く議第18号から議第26号までの議案9件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 御異議なしと認めます。よって、議第18号から議第26号までの議案9件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第17号について、起立により採決いたします。

議第17号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第17号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第17号は委員長の報告のとおり決まりました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時17分 休 憩

~~~~~  
午前11時25分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に進みます。

.....

## 日程第26 議第32号平成25年度米沢市一般会計予算外14件

○佐藤 晃議長 次に、日程第26、議第32号平成25年度米沢市一般会計予算から日程第40、議第48号平成24年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第3号）までの議案15件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過

と結果について報告願います。

予算特別委員長17番相田克平議員。

〔予算特別委員長17番相田克平議員登壇〕

○17番（相田克平議員） 御報告申し上げます。

本日は、去る2月28日の本会議において当予算特別委員会に付託されました議第32号平成25年度米沢市一般会計予算から議第44号平成25年度米沢市立病院事業会計予算までの平成25年度当初予算13件、並びに3月11日の本会議において当予算特別委員会に付託されました議第47号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第8号）及び議第48号平成24年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第3号）の平成24年度補正予算2件、合わせて15件について御報告申し上げます。

当委員会は、議会日程に従い、8日から14日までの5日間にわたり委員会室において、全委員出席のもと、当局から市長を初め関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

まず、審査の都合上、平成25年度当初予算13件を一括議題とし、初めに副市長から予算の概要について、総務部長から人件費について、企画調整部長から行政事務共同処理分担金について、それぞれ説明を受け、審査を行いました。

これに対する総括質疑では、2月26日に国の13兆円に上る緊急経済対策を柱にした補正予算が成立したことを受け、本市ではこれをどの分野に反映させるのかとして質疑がありました。

また、新年度予算では、市民税が2.6%減となっているが、個人市民税、法人市民税ともに雇用の状況が上向きになれば増収は見込めないことから、本市では雇用の増加を図る施策をどのように考えているのかとしてただされま

した。

さらに、市長の財政に対する一般的な考え方として、本市の経常収支比率に対する認識について質疑がありました。

このほか、市税等の収納率向上に向けた本市の取り組み及び市税等を納めたくとも納められない滞納者に対する対応についていただきました。

また、臨時財政対策債については、その全額を国が地方交付税で措置することになっているが、臨時財政対策債の残高が毎年増加している理由について質疑がありました。

第2款総務費では、若者移住促進事業奨励金について、奨励金の10%分は米沢市商店街連盟が発行する商品券としているが、建築関係に使えるものにしてはどうかとして質疑がありました。

また、一般職の職員の退職手当の削減について、退職する年の違いによって400万円も違うとなると、生活設計を変更せざるを得ないし、働く意欲を低下させてしまい、市民サービスの低下につながることを心配するがどうかとしていただきました。

さらに、以前、市税などの債権管理を担当する部署である（仮称）債権回収室というものをつくってはどうかという提案をしたが、検討はされているかとして質疑がありました。

このほか、各コミュニティセンター単位の地区ごとに1地区100万円、合計で1,750万円の補助金を交付する「輝くわがまち創造事業」について、各地区の事業の応募状況とこれからの進め方についていただきました。

また、新県立大学の（仮称）米沢栄養大学が平成26年度に開校する予定であり、その4年後には管理栄養士の資格を持った卒業生が就職することになるが、その進路先などについて、市の考えはあるかとして質疑がありました。

さらに、おしよしな地域おこし協力隊について、採用予定人数は2名であるが、特別交付税の対象でもあり、隊員はもっとふやせたのでは

ないかとしていただきました。

このほか、定例会招集日の開会前に議会では市民憲章を朗唱しているが、市長を初め市当局職員はそれに参加していない。推進する側の立場として、本意ではない職員もいるのではないかと質疑がありました。

また、新文化複合施設を建設するために都市計画を変更し、まちの広場を廃止することについては、都市計画審議会でも6対6に賛否が分かれ、「まちの広場を愛する会」からは2回目の要望書が提出されているなど、市民、議会、都市計画審議会、どこにおいても賛否が拮抗している状態において、この事業を推し進めていいのかとしていただきました。

さらに、新文化複合施設の整備について、市は17地区で説明会を行い、反対の方はおられるが、市民の理解が得られたものと感じているとのことであるが、中心市街地のグランドデザインや施設のイメージが伝わっておらず、それらを明確にすべきとして質疑、要望がありました。

このほか、NPO法人が運営している小野川スキー場について、今年度、圧雪車の修理費が90万円かかったようであるが、高額な修理費等の支出に対する市の対応はどのようになっているのかとしていただきました。

また、LED街路灯の設置については、電気料が安く経済的であることから積極的に進めていきたいが、補助については2年目であり、ことし以上に申し込みがあると予想され、予算を上回った場合、補正で対応する考えはあるかとして質疑、要望がありました。

さらに、昨年度、使用していない公用車が多いのではないかと質問したが、今年度は何台の車両が減ったのか、またはふえたのかとしていただきました。

このほか、有機ELについては、地元で産業化して雇用が創出されることにより、地域活性化、裾野の広い産業への展開につながると思うが、

生産コストが高い現状において、地元企業が産業化に向けて参画したいといった場合、市としてどのような支援をしていく考えかとして質疑がありました。

また、近年、都会のほうでは自転車の事故がふえているが、本市の状況はどうか。また、高校生や大人に対し、広報等を通じて指導すべきと考えるかどうかとしていただきました。

さらに、男女共同参画について、政府は2020年までに女性の指導的地位の割合を30%にしたいとしているが、本市はその目標を達成できるか、また、今後どのような取り組みを考えているかとして質疑がありました。

第3款民生費では、本市における障がい者雇用率の現状について質疑がありました。

また、東北、北海道の自治体では福祉灯油の取り組みを既に実施しているところがあるが、国で補助するから市でも補助するというのではなく、灯油価格の実態、今冬の寒さがどうなのかというところを基準にして、独自の判断をしていく必要があるのではないかとしていただきました。

さらに、寿山荘については、老朽化が進んでおり、今後、多額の修繕費等がかかるのであれば、民間に渡すなど、考慮すべきではないかとして質疑がありました。

このほか、興道南部保育園と塩井保育園において、施設整備、看護師の確保など、環境が整ったら病児病後児保育を開始すると聞いているが、現状はどうかとしていただきました。

また、高齢者見守り支援関連事業について、関連する組織、団体などが有機的にきちんと合致して、関連立てた高齢者への対応はできているかとして質疑がありました。

さらに、生活保護事務事業の就労支援員による就労支援プログラムにおいて、生活保護依存から自立への取り組みが行われたが、就労につながった方は何人かとしていただきました。

このほか、障がい者の相談支援事業については、2カ所の相談支援事業所に委託しているが、2カ所で足りているのか、また、相談支援専門員の人数はどうかとして質疑がありました。

また、母子家庭の就労支援について、自立支援教育訓練給付金事業と高等機能訓練促進事業の利用状況についてただされ、今後さらにPRに努めていただきたいとして要望がありました。

さらに、子育て支援医療給付事業について、昨年において、中学3年生まで医療費を無料にすべきだと指摘したが、平成24年度は小学1年生まで、平成25年度は小学3年生まで拡大され、前進的で評価は高い。さらに前進できるよう検討してほしいとして質疑、要望がありました。

第4款衛生費では、8種類の個別予防接種のうち、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの3種類は公的支援により無料となっているが、その他については全額自己負担の任意接種となっている。本市では、成人用肺炎球菌ワクチンについては70歳以上の方に対し助成を行っているが、任意接種に対して、国が定期接種にするまでの間、本市として公的な支援をしていただきたいとして質疑、要望がありました。

また、杉並区の14歳の女子中学生が、子宮頸がんワクチンの副反応により1年3か月にわたり通学できなくなったとの報道があったが、本市において副反応の事例はあるかとして、また、症状が発生した場合の市の対応について質疑がありました。

さらに、地盤沈下の原因は、冬期間の過剰な地下水のくみ上げによる地下水位の低下、粘土層の縮小から起こるとされているが、本市では、地盤沈下に対する監視、調査、防止対策をどのように行っているかとしていただきました。

このほか、本市には多くの産業廃棄物処分場が立地していることから、県税である産業廃棄物税が本市に対し還元されるよう、県に対して働

きかけをしていかなければならないとして質疑、要望がありました。

また、悪臭問題について、今年度は養豚業者の減産等で前進したと思われるが、近隣の苦情の状況はどうかとしてただされました。

さらに、胃がんは、どの年代においても発症しており、胃がん検診の無料クーポンの発行を若い世代にまで広げるべきと思うがどうかとして質疑がありました。

このほか、胃がんの90%以上がピロリ菌による胃炎が原因と言われており、このたび、慢性胃炎におけるピロリ菌の除菌まで保険適用が拡充されることになったが、医師会とも相談し、広報等で広く市民に知らせる必要があると思うがどうかとしてただされました。

第5款労働費では、震災復興の労働者不足の解消が課題である中、労働者を確保する、技能者を育てるという観点から高等技能専門学校に対する支援を充実すべきとして質疑がありました。

第6款農林水産業費では、世田谷区用賀のアンテナショップについて、戦略的にターゲットを持つべきと思うが、今後の展開をどのように考えているかとして質疑がありました。

また、有機農業については、付加価値を高めるということで、推進するには手間がかかるが、現在において普及状況はどうかとしてただされました。

さらに、市有林については、樹齢80年を超えるものが出てきており、具体的に利用の準備は進めているのかとして質疑がありました。

このほか、森林病虫害等防除事業について、被害を受けた樹木の処理は伐倒駆除だけではなく、予防が必要と考えるが、岩手県奥州市では、木酢液や炭を山に散布して酸性土壌の中和を行い、樹勢の回復を狙っているとのことであり、本市でもそのような対策はとれないかとしてただされました。

第7款商工費では、オフィス・アルカディアへ

の企業誘致の取り組みと市長の認識について質疑があり、本市で中小企業基盤整備機構から土地を購入し、その土地を企業にリースすることを考えてはどうかとしてただされました。

また、近年における消費者行政、生活相談は非常に広範囲にわたっていることから、相談員については有資格者を配置すべきであり、嘱託職員ではなく一般職として採用してはどうかとして質疑がありました。

さらに、平成26年度に開催される山形デスティネーションキャンペーンは観光の振興において最大のチャンスであるが、プロジェクトチームを組んでも対応すべきであると思うがどうかとしてただされました。

このほか、まちの広場は5月に廃止されるが、産業まつりやY-1グランプリ等については、（仮称）まちなか歴史公園で行うことになるのかとして質疑がありました。

また、ゆるキャラが全国的に流行しており、熊本の「くまモン」が全国的に人気であり、関連商品が300億円の売り上げと聞くが、本市でも取り組んでどうかとしてただされました。

第8款土木費では、サービス付き高齢者向け住宅制度については、県が主導し、国が補助をするという制度であるが、今後、需要が見込まれる中で、まちなかに誘導していく策が求められると思うがどうかとして質疑がありました。

また、市道古志田町林泉寺1丁目線、旧JA上長井支所から東進し、米坂線踏切までの約850メートルについては通学路であり、冬期間、なでらおろしによりホワイトアウトが起きるような状態であることから、地元では防雪柵の設置を要望しているが、市の対応はどうかとしてただされました。

さらに、パチンコ店の存在は、著しく景観を乱しているのではないかと質疑がありました。

第9款消防費では、消火栓や防火水槽の設置計画についてただされました。

また、豪雪対策本部を設置する基準はあると思うが、数字にかかわらず状況を勘案し、もっと早い時期に設置すべきだったのではないかとして質疑がありました。

第10款教育費では、学校給食における地産地消について、大規模校ではまだまだ不十分であることから、生産者組合をつくって年間契約をすれば取り組みが進むのではないかとしていただきました。

また、発達障がい児の対応について、支援体制、相談体制を整備するということだが、専門的知識を持っている人を継続的に配置すべきと思うがどうかとして質疑がありました。

さらに、スポーツと産業経済をリンクさせる観点からも、世界で活躍している地元のスポーツ選手に対する支援体制をとるべきではないかとしていただきました。

このほか、中学校の適正規模、適正配置については、統廃合を前提にしたものではなく、子供の教育環境の整備、小規模校の課題解消のために進めるものであるとの説明だが、今後どのような計画で進めていくのかとして質疑がありました。

また、朝の読書運動について、子供たちに落ち着きが出てきた、遅刻が減った、不登校やいじめが少なくなったなどの効果が出ているようであるが、本市の朝読書の現状はどうかとしていただきました。

さらに、置賜総合文化センターは開館から年数がたっており、ホールの照明、音響設備にふぐあいが生じているようであるが、機材等の更新は考えていないかとして質疑がありました。

以上が、議第32号平成25年度米沢市一般会計予算に対する審査の経過の中でありました質疑、要望等の主なものであります。

議第32号については、中村圭介委員から、新文化複合施設をまちの広場に建設することについては、多くの市民が反対していること、計画に

不明瞭な部分が多いこと、駐車場との関連で安全性の確保が不十分であること、中心市街地活性化の明確なビジョンが示されていないことなどから、当初案のポポロ跡地への建設を進めるべく、一旦白紙に戻して、再度市民の合意形成を図るべきとして、新文化複合施設に係る経費を減額する修正案が提出されました。

これに対し、委員から、ポポロ跡地に建設する案で進めるべきとのことだが、反対している方々はこれに同意しているのかとして質疑がありました。

また、委員から、昨年の8月臨時会で議決されたことを白紙に戻すことは理解できず、今後どのような展開が望めるのかとして質疑がありました。

さらに、委員から、多数の団体から新文化複合施設の建設を進めてほしいという要望書が提出されており、それらの方々を含めた多くの賛成意見についてはどのように考えているのかとして質疑がありました。

採決に当たっては、委員から、施設建設の是非から話を進めるということにしかとれない修正案に反対とする意見と、昨年8月の臨時会で、僅差ではあったが推進しようと議決されていることから事業は推進すべきであり、修正案に反対とする意見、地元が二分するような状況であることから、一旦白紙に戻して、再度、どうすれば地元の方々の理解が得られる計画にすることができかを探るべきであり、修正案に賛成とする意見と、前向きに中心市街地活性化に向けこの事業を進めていくべきであり、原案に賛成とする意見とに分かれましたので、採決を行った結果、賛成少数で修正案は否決されました。

次に、議第32号については、修正案が否決されましたので、原案について採決を行った結果、議第32号は可決すべきものと決まりました。

続いて、特別会計及び企業会計予算について御報告申し上げます。



まず、国民健康保険事業勘定特別会計では、医療給付費が伸びている中、医療費を抑制するには早期発見、早期治療が効果的であるとするが、特定健康診査の目標受診率を35%としていることは妥当かとして質疑があり、受診率を上げる対策を進めることが国保財政を安定化させることにもつながることから、力を入れてほしいとして要望がありました。

後期高齢者医療費特別会計では、後期高齢者支援金に関連し、後期高齢者の特定健康診査の受診率及び後期高齢者に対する保健指導の実施率について質疑がありました。

介護保険事業勘定特別会計では、認知症サポーター養成事業の内容について質疑がありました。

と畜場及び食肉市場費特別会計では、施設使用料は前年度に比べ予算が100万円ほど増額されているが、養豚業者の減産の影響はなかったのかとして質疑がありました。

青果物地方卸売市場費特別会計では、青果物地方卸売市場について、耐震診断や改修、建てかえの計画はあるのかとして質疑がありました。

下水道事業費特別会計では、以前に提案したメタンガスを使つての発電について、検討はされたかとして質疑がありました。

水道事業会計では、水道の冬期間の検針について、遠隔メーターを取りつけるなど、新しい検針の方法を検討していただきたいとして質疑、要望がありました。

病院事業会計では、市立病院は、急性期病院と位置づけられているが、高齢化の中、慢性疾患の患者がふえており、ほかの病院との連携を強めることが一番重要であると思うが、慢性疾患の患者さんの位置づけ、対応についてはどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、市立病院で働きたいが、三交代制勤務では働く自信がないという声が届いているが、二交代勤務とする予定はあるかとして質疑がありました。

さらに、実施計画によると、平成25年度に訪問看護を開設するとしているが、どのような内容かとして質疑がありました。

以上が、平成25年度特別会計予算及び企業会計予算の審査の中でありました質疑、要望の主なものであります。

次に、審査結果についてであります。議第33号平成25年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議第34号平成25年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算及び議第35号平成25年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算の議案3件につきましては、異議がありましたので、採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第36号平成25年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算から議第44号平成25年度米沢市立病院事業会計予算までの議案9件につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第47号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第8号）について御報告申し上げます。

まず、歳出であります。第2款総務費では、今回の国の補正で、新文化複合施設の整備については、従来の社会資本整備総合交付金の4割補助のほかに、地方債の償還についても地方交付税で措置されることにより補助率が上がるとされているがどうかとして質疑がありました。

第8款土木費では、市営住宅塩井町団地の整備について、今後もPFI方式を進めていくのかとして質疑がありました。

第10款教育費では、耐震診断の結果、市民文化会館は使えないとなった場合、どのような対応をするのかとしていただきました。

歳入では、国に対する特別交付税の要請については、首長としてリーダーシップを発揮し、めり張りのある行動をとるべきとして質疑、要望がありました。

以上が、議第47号平成24年度米沢市一般会計補

正予算（第8号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望等の主なものであります。

議第47号については、中村圭介委員から、まちの広場に新文化複合施設を建設することについて、市当局は市民の声を聞く姿勢がなく、市民の理解、同意が得られていない状況であり、また、将来に対する中心市街地のビジョンが示されておらず、一旦白紙に戻して、市民の合意形成を図る必要があるとして、新文化複合施設に係る経費を減額する修正案が提出されました。

これに対し、委員から、第2期計画において、新文化複合施設をポポロ跡地に建設した場合、整備費が4億円増になることを反対されている方々には御理解いただけないのかとして質疑がありました。

採決に当たっては、委員から、反対者が納得できる施設として整備すべきであり、修正案に賛成とする意見と、十分に時間をかけて合意形成を図った上でこの事業を進めるべきであり、修正案に賛成との意見、新文化複合施設をぜひつくってほしいという要望書が多数議会に届けられており、多くの市民が事業の推進を望んでいると判断することから修正案に反対とする意見に分かれましたので、採決を行った結果、賛成少数で修正案は否決されました。

次に、議第47号については、修正案が否決されましたので、原案について採決を行った結果、議第47号は可決すべきものと決まりました。

続いて、議第48号平成24年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。

議第48号については、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上が、当予算特別委員会に付託されました案件の審査経過の概要とその結果であります。

以上、委員長報告といたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの委員長報告に対し、御

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

ここで、20番中村圭介議員より、発議第5号、議第32号平成25年度米沢市一般会計予算に対する修正案及び発議第6号、議第47号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案が提出されております。

この場合、20番中村圭介議員から一括して提案理由の説明を願います。

20番中村圭介議員。

〔20番中村圭介議員登壇〕

○20番（中村圭介議員） 私からは、議第32号平成25年度米沢市一般会計予算並びに議第47号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案について、その趣旨を御説明いたします。

このたびの両修正案は、新文化複合施設を現在の状況において建設すべきではないとの考えから新文化複合施設整備事業費を削除するために、関係する歳入歳出予算の一部を改めた内容となっております。

新文化複合施設建設については、多くの市民の皆様のご関心事でもあることから、これまでの経緯も含めて、修正案に対する私の考え、思いを述べさせていただきます。

まず初めに、私は、新文化複合施設建設そのものに反対している立場ではないことを前置きさせていただきます。

1年前のこの3月議会におきまして、新文化複合施設関連予算が賛成多数により可決されました。中心市街地の活性化と図書館、市民ギャラリーの利便性向上が図られる新文化複合施設の建設は、私も大きな期待を寄せておりました。

しかし、3月議会の議決後わずか半月ほどで、当初案はテナント問題により頓挫してしまったことは、皆様御承知のとおりでございます。

当局は、テナント退去に関する事項を軽視し、

さらには市長みずから退去交渉に臨むという緊急事態にあったにもかかわらず、市民、そして議会にその事実が報告されることはありませんでした。結果、中心市街地活性化に関連した予算は、重大な瑕疵を抱えていたにもかかわらず、賛成多数で可決されることとなり、議会はそのチェック機能の甘さを指摘されるという大変残念な結果となりました。これが、当局と議会に大きな溝をつくり、また、新文化複合施設建設が混迷をきわめた原因でもあります。

その後、広報等での市長のおわびや減給といった事態を招いたわけですが、その当時、6月議会で市長は今後の事業の進め方について「市民に対して適切な情報提供とより丁寧な説明を行うとともに、御意見をいただく機会を設けながら事業を進めていきたい」と述べられておりますが、その言葉とは裏腹に、8月臨時会直前に開催された地元説明会は紛糾。理解を深めるどころか不信感を増幅させる結果となり、現在の7,000名を超える反対署名活動に結びついたのではないかと考えております。また、市民より要望のあった集会の開催は棄却。市長は、市民の切実な願い、要望に全く向き合っておりません。

また、今回のまちの広場案には数多くの課題があります。

現在計画されている新文化複合施設の駐車場は、道路を挟んで向かい側になってしまいました。雨の日、雪の日の利便性はどうでしょうか。そして何より、歩行者の安全性はどう担保するのでしょうか。

訴訟解決後に取得するポポロ館跡地に建設する広場、どんな仕様なののでしょうか。建設費が約2億円と算出された根拠はどのようなのでしょうか。ことし実施される市民文化会館の耐震診断、万が一、使用不能の判定が出たらどうするのか、複合施設建設にどう影響するのか。

ポポロ館を残したままで、真の市街地活性化が図られるのか等など、いまだ具体的な計画や解

決策が示されていない事項が余りにも多過ぎます。市民はもちろんのこと、議会に対してもまだまだ十分な説明が行われておりません。

そして、もう一つ。今回新たに新文化複合施設の計画を策定する際に、当局が呪文のように繰り返し主張していたのが、「国の有利な財源を利用したい」との言葉です。

自治体において、有利な財源を利用することは当然の責務であります。それは、一定程度理解はいたします。しかし、全てはその補助金の期限をリミットとした議論、つまり建設ありきの話ばかり。中心市街地活性化という命題に対しての議論が大きく欠如しております。

また、今回の計画では、既存のまちの広場を解体する費用と、ポポロ館跡地に建設予定の広場の整備費を合計すると2億数千万円に上ります。同様の施設が整備されるわけですので、これは完全な無駄遣いです。幾ら国からの補助金といっても、そんな使い方が許されるのでしょうか。変更計画が認められるのでしょうか。米沢市にとっては有利な財源かもしれません。しかし、国民から見たら、これは完全な無駄遣いです。せつかくの施設が国民から後ろ指をさされる恥の象徴とならないか、私は本当に心配でなりません。

最後になりますが、新文化複合施設の建設だけでは、中心市街地活性化はなし得ません。ソフト事業の充実や地元を中心とした市民の協力が何ととっても必要不可欠です。これまでの反対署名や審議会での結果、議会での議決を見ても、今回の新文化複合施設建設に対する民意は二分しております。こんな状況で施設建設を強行したらどうなるのかと、その結果は火を見るより明らかです。市民不在のまちづくりは、絶対に成功しません。

今後、50年・100年後のまちづくりを行うためにも、まずは計画を一旦白紙に戻し、我々市民にとって中心市街地活性化がなぜ必要か、どう

進めればいいのか、またその手法についても議論し、理解を深め、市民みんなが心から望む施設、心から愛せる施設を建設しようではありませんか。

以上が、修正案に対する趣旨説明でございますが、最後に一言。とある住民説明会で、中部地区の方が、「このままでは怨念の上に施設が建設されてしまう」とおっしゃった言葉が、今も頭から離れません。

そうならないためにも、議員各位の賢明なる判断を心よりお願い申し上げます。以上です。

○佐藤 兵議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 質疑を終結いたします。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後 0時02分 休 憩

~~~~~  
午後 1時00分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に進みます。

これより討論に入りますが、議第32号に対し、12番堤郁雄議員、発議第5号に対し、21番山村明議員、15番島軒純一議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、12番堤郁雄議員。

〔12番堤 郁雄議員登壇〕

○12番（堤 郁雄議員） 自民クラブの堤郁雄です。

私からは、原案に賛成の立場から討論させていただきます。

私が学生時代には、学校の帰り道によく平和通

りの書店をのぞいては、立ち読みをしていたものです。余りお小遣いもない時代でしたから、単行本などは買えず、時々文庫本を買って帰りました。学生かばんの中に1冊の文庫本を入れて、時間のあるときに読んでいたものです。

文庫の中に、岩波文庫というものがあります。岩波書店の岩波文庫が刊行されたのが、昭和2年です。当時の日本は、第一次世界大戦の戦勝国になったとはいえ、一般庶民はまだまだ貧しく、自由に書物を手にとって読書ができるというような環境ではありませんでした。一般庶民が古今の名作を気軽に手にすることができることを願った岩波書店の岩波茂雄が創刊したのが、岩波文庫なのです。

この岩波文庫のトレードマークが、皆さんもごらんになったことがあると思いますが、ミレーの「種まく人」をモチーフにした絵です。岩波茂雄がなぜ、ミレーの「種まく人」をトレードマークにしようとしたのでしょうか。

ミレーは、「種まく人」や「落穂拾い」や「晩鐘」など、農民の労働や生活をモチーフにした作品を多く描いています。今のような機械化された労働ではありませんから、農民たちにはつらく厳しい、そして貧しい現実があったらうと思います。しかし、労働は厳しくとも、種をまけば、やがて芽を出し、大きく成長し、実をつけるのです。

岩波茂雄も、本を読んだから、すぐ頭がよくなって、生活がよくなったり、世の中がすぐよくなるだろうとは思っていなかったと思います。しかし、やがて、物事をよく知り、よく考える人々によって、世の中がよくなってくればいい、そう考えたのではないのでしょうか。

市長も教育長も、よく「まちづくりは人づくり」とおっしゃられます。まちづくりも人づくりも時間がかかります。しかし、時間がかかるからといって何もしないのでは、まちも人もできません。

未来のことを考えて、今、種まきをすべきではないでしょうか。人々がたくさん集い、学び、交流することで、またたくさんの人が集まってくる。それによって、まちもまた変化していく。そんな有機的・化学変化の核となるのが、図書館であり、新文化複合施設であると思うのです。

想像してみてください。今ここで植えた種が、やがて千倍にも万倍にもなって、まちを活性化していく姿を。種を植えなければ、花も実もならないのです。

私の子供時代とは違い、中心市街地の空洞化と、不況の波が中央商店街の存続を危機に陥れています。民間主導の再開発ができない今は、自治体が主導してまちづくりをする以外にありません。もはや、状況は、数年待っても大丈夫というような悠長なことを言っている状況ではないのです。疲弊した商店街を救うのは、いつなのか。今でしょう。

先に建設ありきで、建設自体が目的なのではないかと言う人がいますが、決して建設自体が目的なのではなく、新文化複合施設の建設によって、たくさんの人々が集い、活性化していく、そんなまちの変化が見たいと思うのです。

賢明なる議員各位の多数の御賛同をいただき、新文化複合施設が早期に建設されることを願って、以上、原案への賛成討論といたします。

○佐藤 兵議長 次に、21番山村明議員。

〔21番山村 明議員登壇〕

○21番（山村 明議員） 発議第5号、議第32号平成25年度米沢市一般会計予算に対する修正案に、政鱗会として賛成討論をいたします。

政鱗会は、1年前の3月議会で、新文化複合施設をつくろうという議案が出されたときから、一貫して反対をしてまいりました。

東日本大震災の復旧・復興、こういったものをせずにして、国の予算をどんどん使っているということではなく、やはり国の予算は有効に使うべきであります。

米沢市で公共建築物をつくるにしても、優先度合いからすると、築48年を経過して毎年多額の修繕費がかかっている市立病院の建てかえなどをしないで、新文化複合施設を22億円の巨費を投じてつくるといっていますが、これからの地域医療・高齢化社会を乗り切っていくために、地域の中核病院として市立病院をぼろぼろのままにしておくことはできません。患者も、優秀な医師も来てもらえません。

また、高速道路にあわせて、インターチェンジ付近に立派な道の駅をつくって、置賜・米沢の産品を販売し、米沢牛を食べていただき、産地直売品を紹介し、米沢からの情報発信をしなければなりません。

ざっと考えただけでも、本当に必要なものや、地元利益や潤いをもたらすものの優先度合いが先ではないでしょうか。

今、米沢に図書館がないというなら別ですが、東日本大震災の復興予算や、米沢で本当に必要なものは何かといったときに、新文化複合施設は上がってこないのではないのでしょうか。

日本は、少子高齢化となり、人口も減少しています。米沢市も8万6,000人と減り、財政規模もこのままだと縮小していく方向です。

財政状況も厳しく、当初予算ベースでの経常収支比率は、平成24年度は96.4ポイント見込み、平成25年度は97.5ポイント見込みとなっております。米沢市財政は、そんなに余裕はありません。

国から4割と、有利な補助をもらっているといっていますが、酒田市・鶴岡市は国から7割補助をもらって公共建築物をつくろうとしています。酒田市・鶴岡市が国から7割補助をもらっているのに、米沢市は4割しかもらえない、その原因はなぜなのでしょう。

ポポロビルに新文化複合施設をつくると言って間もなく、ビル所有者が、テナントが撤退しないと言われたとのことであつまずき、議会からお

粗末さを指摘され、候補地を3カ所に示した後で、まちの広場に8月臨時議会で提案し、2票差で辛くも可決されましたが、まちの広場の利用人や、地元への説明や、理解を得ずに進めたことに市民の反対運動が今も続いており、逆に盛り上がっているようです。

何度もつまづいたわけですが、そのときに一旦白紙に戻して、熟慮、再考すべきところを、安易にドタバタと突っ走ってしまったことを繰り返したあげくに、つじつまが合わなくなり、議会と市民の間に反対の声が広がっていったわけであります。

昨年6月の広報よねざわと、6月議会冒頭に市長は、「大家とたな子の権利関係を甘く見たこと、議会への報告がおくれたこと、議会へ事前調整なしに、まちの広場へ建設地変更をしたことなど、責任は全て私にあります」と言って、市長の減給までして責任をとりました。

8カ月たった、ことしの1月から2月に、各地区17カ所のコミュニティセンターでの説明会では、テナント1社が立ち退きに応じてもらえないためと、原因が変わりました。原因が、大家とたな子の権利関係を甘く見た市長の責任から、立ち退きに応じないテナントの責任に変わってしまったのでしょうか。

民間のビルに入っているテナントの本社を市長が訪ねていったとのことですが、ビルの所有者を飛び越して、米沢市長がテナントと交渉をしていたのでしょうか。

都市再生整備計画事業、簡単に言えば、まちなかに再びにぎわいを取り戻すということですが、市では22万人の集客効果が見込めると言っていますが、市民の方々に、平和通りに図書館とギャラリー、美術館ができれば、まちが変わり、米沢が変わると思いますかと尋ねると、ほとんどの方は「何も変わらない」と言っておられます。

今では、飲食街のど真ん中に図書館と美術館を

持ってくる、そして立体駐車場もつくらなければならない。飲み屋街の中に文化施設をつくるのは、まちづくりとしておかしいのではないのでしょうか。

市長のマニフェストの積み残しの課題解決に、「この古いビルを米沢市にただで寄附するから」という甘い言葉に乗ってしまったツケは大き過ぎます。幾ら4割補助がもらえるといっても、6割は自前で出さなければならないわけで、これからの若い人たち、将来世代への多額のツケを残すことになります。

以上であります。新文化複合施設建設に反対の立場で、修正案に賛成します。

なお、議第47号の修正案への思いも同様であることを申し添えて、討論を終わります。

○佐藤 晃議長 次に、15番島軒純一議員。

〔15番島軒純一議員登壇〕

○15番（島軒純一議員） 発議第5号、議第32号平成25年度米沢市一般会計予算に対する修正案について、賛成の立場で討論をいたします。

「文化複合施設の建設だけでは、活性化はならない」、このことは当局も認めております。

そこで、議員の皆さんと、改めて確認をさせていただきたいと思います。

私たちは、コンパクトなまちづくりのための公共施設の再配置について、議論しましたか。

私たちは、市長の言う「密度の濃い町」を達成するためのまちなか居住を推進する方策について、議論しましたか。

私たちは、まちづくり会社のあり方について、議論しましたか。

私たちに、中心市街地活性化の道筋は見えるのでしょうか。本当に、活性化は実現できるのでしょうか。

そして、何より、将来のまちづくりは、地元の協力なしではなし得ません。そのことに見通しが立ったのでしょうか。

そうです。私たちは、これらの疑問に答えられ

る議論は、何も行ってこなかったのです。

私たちは、活性化のための手段の一つである、新文化複合施設建設だけしか議論をしてこなかったと言わざるを得ません。

我々議員には、本来の目的である中心市街地活性化がなされるのかを議論し、その実効性や効果について、きちっとしたチェック機能を果たすという義務があるのであります。そして、これなら大丈夫との判断ができるときに初めて、その予算案に賛成すべきであります。

しかし、今回のように、全体的な活性化のための手段について議論・検討を行わず、その一つである新文化複合施設建設を、まずはまちづくりの第一歩として認めるとするのは、将来のまちづくりに対して余りにも無責任であり、議会・議員に課せられた責任を果たしているとは言えません。また、将来のまちづくりに欠かさない地元の協力体制も整っておりません。つまり我々は、市民に「これなら中心市街地の活性化がなりますよ」と自信を持って説明できる何物も持ち合わせていないのであります。

私は、活性化のために重要な場所としていたまちの広場に、地元の反対を押し切る形で建設するという強引な手法ではなく、本来の目的である中心市街地活性化について、より具体的な案を示し、地元との信頼関係を再構築してから進めるべきと考えます。

中心市街地活性化のためのまちづくりが達成できず、新文化複合施設をつくっただけで終わりとなったときの責任は、誰がとるのでしょうか。そうならないために深い議論が必要なのであります。

議員各位の賢明なる御判断をお願いし、討論とさせていただきます。

○佐藤 兵議長 次に、議第47号に対し、11番遠藤正人議員から、発議第6号に対し、18番渋間佳寿美議員から通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、11番遠藤正人議員。

〔11番遠藤正人議員登壇〕

○11番（遠藤正人議員） 自民クラブの遠藤正人です。

このたびの議第47号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第8号）原案に対して、賛成の立場で討論いたします。

まずは、このたびの補正予算は、昨年12月に行われました総選挙の結果により、3年間の民主党政権が倒れ、圧倒的な支持を獲得して自由民主党が政権の座に返り咲いたことによる国の大型補正予算成立からのものであります。

国の平成25年度の経済財政運営の基本的な姿勢は、閣議決定を受け、日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指しています。このための取り組みの第一弾として取りまとめました緊急経済対策を速やかに実施し、景気の底割れを回避して、持続的な成長を生み出す成長戦略につなげようとするものです。

財政政策としては、15カ月予算の考え方で、緊急経済対策を実行するための平成24年度補正予算と平成25年度予算を合わせ、景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行するものです。

こういった背景の中で、本市は、新年度重要事業の予算を前倒ししまして、補正予算にしているわけであります。つまり、地域に元気・活気・景気を呼び戻そうとする戦略の第一弾であります。

このたびの本市の幾つかの事業を挙げますと、道路橋りょう長寿命化事業費や市営住宅の建替事業費、また新文化複合施設整備費や中学校施設耐震化事業に係るものなど、本市にとりましては特に重要なものばかりであります。一刻も速やかに執行をしなければならないものばかり

であります。

大切なことはスピード感であります。しかしながら、一部の事業推進の中には、全ての市民の皆様がもろ手を挙げて賛成と叫ぶものもあるでしょう。そういった場合には、その方々の御意見をお聞かせいただくという低姿勢で、その方々の思いを、いつか将来の新たな事業に取り入れていかなければならないという思いを持ちながら、着実に事業を前進しなければなりません。

終わりに、安部三十郎市長におかれましては、今後の事業に対する情熱をしっかりとお持ちになり、また、私たち市議会と両輪で、市民の皆様の生活向上のために全力で業務を遂行していただくことを望みまして、補正予算に対する賛成意見にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤 兵議長 次に、18番渋間佳寿美議員。

〔18番渋間佳寿美議員登壇〕

○18番（渋間佳寿美議員） 発議第6号の修正案に賛成の討論を申し上げます。

政策初め、何事にも大事なことは根本とか原点であり、理念であるということを今議会においても申し上げてきました。

振り返り、議員各位皆さんの原点は何でしょうか。一番最初に立候補したときの思いや情熱はどんなものだったのでしょうか。市民の声を反映させる、あるいは市民本位ということを訴えられたことと思います。特に、地元の声をしっかりと市政に届けるなど、地元地区のことを大事にする姿勢を打ち出しているはずであります。

そこで、まちの広場に、新文化複合施設を建設するということを考えてみる必要があります。何も図書館や市民ギャラリーが要らないと言っているわけではありません。事実、私初めほとんどの議員は、昨年3月の議会において、ポポロビル跡地への建設を認めておりました。しかし、

ビルのテナント退去問題が明らかになり、まちの広場への建設という話が出されました。それを受けて、まちの広場の地元地区である中部地区の役員を中心とした人たちによって、「まちの広場をなくさないでほしい」という声が上がリ、署名運動が起こりました。その数、7,000人以上に及びます。

我々議員は、地元地区のためにも働くことを約束してきたはずですが。しかるに、自分の地元以外の声は聞かないと言うのでしょうか。「まちの広場をなくさないでほしい」という、それこそ地元中部地区の人の声を、ほかの地区の人や議員たちが寄ってたかって無視してよいのでしょうか。

少なくとも、市行政がきちんと地元の人への理解を得なければならなかったはずですが。しかし、地元中部地区の人たちに理解が得られたような話は聞いておりません。そのような状況の中で、議員に立候補したときの原点を思い返し、地元地区を大事にする姿勢があれば、まちの広場への建設は到底容認できない話であります。

待つことも必要です。ビルのテナント退去後に、当初予定どおり、ポポロビル跡地に施設を建設し、地元中部地区が望むまちの広場を残すことができるのであります。

さて、どうしても頭から離れないことがあります。2年前の3月11日発生した東日本大震災のことです。最近も被災地に行く機会があり、まだまだ復旧すらおぼつかないところも見てきました。被災地の復興のおくれを伺うと、建設に従事する人が足りないと言うのです。幾ら予算がついても仕事ができず、発注しても入札が不調に終わると言うのです。マンパワーが必要なのです。

このたびの国の補正予算で、安全・安心や防災などの公共事業を推進することは了とするものの、不要不急の事業のため、全国から被災地へ来ている建設業者が地元に戻ってしまい、被災

地の復興がおくれるのではないかと懸念がありました。その懸念が、現実のものになりつつあります。ここでも待つことが重要になります。我々米沢の事業を後にしても、被災地へ目を向けるべきです。人を、マンパワーをまずは向けるべきです。被災地において、今なお、家に帰りたくても帰れず、寒さの中にいる人に思いを寄せるべきです。

新文化複合施設を早期に建設したいということもわかりますが、愛と義のまち米沢の市民ならば、被災地の復興を第一にすることは理解されるものと、温かい心を持っているものと、私はそう信じております。

ところで、来月4月には、議会基本条例が施行されます。強い議会をつくり、本当の意味での市民に開かれた議会を目指さなければなりません。議会基本条例の根幹をなすものは、討論と説得です。つまり、一度は委員会などで賛成や反対を表明したとしても、議論、討論を重ねることで変わることがあり得るということであり、変わることが恐れてはならないのであります。むしろ討論などを通じて、賛同するなら大いに意見を変えていく勇気が必要なのであります。今回の議案に対する討論が試されているところであります。

議会基本条例の精神を口先だけにしないためにも、自分のまちだけに施設をつくり、「被災地の復興はまだか」などと他人事のように言う米沢にならないためにも、我々もまた「分かち合いの精神」を持つためにも、何よりも被災地の人々のために、愛と義のまち米沢の姿を見せるべきです。そして、議員に立候補したときの原点に立ち返り、地元の声を大事にするべきです。少しも待てないということはないはずです。

いわば、変わることが恐れるのか、勇気があるのか、問われております。

被災地への思いがあるのかどうか、分かち合いの気持ちがあるのかどうか問われているので

あります。

また、地元を大事にするのかどうか、議員としての原点を持ち続けているのかどうか問われているのであります。

私は、皆さんが議員としての原点を持ち続け、愛と義の精神を実践として行う議員であることを信じております。

どうか、議員各位には筋を通していただきますよう、そのために修正案に賛同されますようお願い、私の討論といたします。

○佐藤 晃議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第32号から議第35号まで及び議第47号の議案5件を除く議第36号から議第44号まで及び議第48号の議案10件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 異議なしと認めます。よって、議第36号から議第44号まで及び議第48号の議案10件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第33号から議第35号までの議案3件、議第32号に対する修正案及び原案、議第47号に対する修正案及び原案について、順次採決いたします。

初めに、議第33号平成25年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、起立により採決いたします。

議第33号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第33号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第33号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第34号平成25年度米沢市後期高齢者医

療費特別会計予算について、起立により採決いたします。

議第34号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第34号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第34号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第35号平成25年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算について、起立により採決いたします。

議第35号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第35号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第35号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第32号に対する修正案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議第32号に対する修正案に賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立少数であります。よって、議第32号に対する修正案は否決されました。

次に、議第32号の原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議第32号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第32号は、原案のとおり決まりました。

次に、議第47号に対する修正案について、起立

により採決いたします。

お諮りいたします。

議第47号に対する修正案に賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立少数であります。よって、議第47号に対する修正案は否決されました。

次に、議第47号の原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議第47号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第47号は、原案のとおり決まりました。

.....

日程第41 悪臭問題特別委員会の報告

○佐藤 晃議長 次に、日程第41、悪臭問題特別委員会の報告を議題といたします。

この場合、悪臭問題特別委員会における調査の結果について報告を求めます。

悪臭問題特別委員長 4 番我妻徳雄議員。

〔悪臭問題特別委員長 4 番我妻徳雄議員登壇〕

○4 番（我妻徳雄議員） 悪臭問題特別委員会並びに同委員会協議会における調査及び活動などの概要と、委員会としての所見などにつきまして、毎年3月定例会において報告をしてきたところです。

また、昨年の9月定例会においては、7月に実施した、堆肥製造事業所の堆肥製造方法や臭気対策に関する地方自治法第100条の2の規定に基づく調査と、その結果を中心に報告させていただきました。

本日は、それ以後の調査及び活動内容と、所見を報告させていただきます。

まず、廃棄物の適正処理が悪臭問題の解決につながるの考えのもと、本市議会が具体的な改善策を示し、産業廃棄物処分業の許可権者である山形県知事に対して、適正な指導の強化と徹底を求めた意見書については、昨年の9月定例会で議決され、10月23日に議長から置賜総合支庁長に手渡していただきました。10月の委員会協議会では、当局より、悪臭苦情件数と臭気測定結果についての報告を受けました。あわせて、堆肥製造事業所が、県の指導に基づく改善計画により、10月中旬から堆肥の原料となる産業廃棄物の受け入れを停止し、在庫堆肥の搬出のみを実施しているとの説明がありました。

その後、全委員と当局が同行し、養豚事業所の視察を行いました。初めに、養豚事業所より、昨年4月から取り組んでいる豚の減産計画の進捗状況について説明を受けました。その後、農場内をめぐり、減産に伴う臭気の現状や施設の清掃状況等を確認しました。

事業所側からは、現在の畜産業界は大変厳しく、置賜管内においても倒産する企業が出ていることから、今後も経営が維持できるように御支援いただきたいとの要望がありました。

また、資金や場所などが整えば移転したいとの考えもあるが、現状ではそこまで踏み切れないとの報告もありました。

12月定例会の委員会では、堆肥製造事業者を参考人として招致しました。そして、本市議会が11月28日に当該事業者に提出した、堆肥の積み上げ高さを2メートル以内とし、攪拌や切り返し作業を多く行い、好気性発酵を維持させることなど、6項目の改善策を盛り込んだ「悪臭問題の早期解決に向けての要望書」に対するの事業者の考え方や捉え方について回答を求めました。

残念ながら、当日は代表者が欠席し、代理の出席となりました。代表者からは、文書の提出があり、今後の事業の方向性などについて示され

ました。

その内容については、県の指導に基づいた改善計画完了後は、このまま堆肥原料の受け入れを再開せずに在庫堆肥の出荷のみを行うことも方策の一つと考えている、また、原料が入らないということは資金的に非常に厳しい状況であり、問題を解決するこれといった方策がまだ決まらない状況にあるといった、どちらともとれる考えが示され、要望書に対する具体的な対応策などについての記載はありませんでした。

さらに、当該事業者から、最終的な結論を出すまで、もうしばらく時間の猶予をいただきたい旨の発言がありました。

2月の委員会協議会では、当局より、養豚事業所が進めていた改善措置の進捗状況について、2階建て豚舎の豚の減頭が順調に進んでおり、計画よりも1カ月前倒しで完了する見込みであるとの報告がありました。また、米沢食肉公社への当該事業所からの豚の入荷状況については、前年度比で約30%の減と見込んでいるとの報告もありました。

一方、堆肥製造事業所が県の指導により進めている改善計画については、堆肥の搬出が今冬の大雪の影響などによっておくれしており、当初期限の1月24日までに完了できず、計画を3月末まで延期したとの報告が当局よりありました。

今定例会の委員会においては、再度、堆肥製造事業者を参考人として招致しました。

委員会において、事業者は、現在、飼料作物栽培への事業変更の準備を具体的に始めており、その事業展開が順調に進めば、堆肥製造事業から撤退することを表明いたしました。

また、事業者から、今後、新たな事業の展開によって、流動的ではあるが、堆肥原料の受け入れを再開せず、最長で2年半後までに全堆肥を搬出する、また、その間は脱臭装置を含めた維持管理を継続して行い、搬出後の建物は飼料作物の保管庫として活用する計画を検討している

との報告がありました。

この大きな決断に対して、新たな事業展開をするに当たっても、地元の皆様の御理解をいただく必要があること、早急に説明会などを開催することを求め、あわせて市当局に対しても、新事業の支援などの検討を求めました。

また、午後からの委員会協議会では、産業廃棄物処分業の許可業務を担当する県当局に出席いただき、当該事業所の回答に対する見解をお聞きするとともに、今後の指導などについて協議いたしました。

当委員会では、このたびの事業者の決断と表明については、悪臭問題の全面解決に向け、大きく前進するものとして期待しています。

当委員会のこの1年間の活動を振り返ってみますと、5月には管外行政視察を行い、堆肥製造と臭気対策について知識を深めました。そして、7月には、本市議会として初めて、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的な立場から助言を得るための調査を、コンサルタント会社、株式会社オー・エー・ピーに依頼して実施し、議会の立場から、原因事業所の堆肥製造方法と臭気対策の問題点について検証を行いました。その結果、悪臭問題の全面解決に向けて、一歩進んだ活動ができたことと自負しているところです。

両原因事業者については、これまで多額の設備投資を行い、市及び県当局の指導のもと、臭気の低減に努めてきたことも事実であります。

加えて、このたびの堆肥製造事業者からの回答では、新たな事業への展開と堆肥製造事業からの撤退が示されました。また、養豚事業者の企業努力によって改善措置が前倒しで遂行されたことについては、当委員会としては評価をしているところです。

当委員会は、平成20年12月定例会において初めて設置され、早いもので、それから4年以上が経過いたしました。

この間、人間が感じる「におい」とはそもそも

何かといった初歩的なことから勉強を始めました。また、専門家を講師として、全議員を対象とした研修会を開催し、悪臭に関して理解を深めながら、情報の共有化も図ってきたところで

す。そして、南原地区自然環境保全推進協議会の皆様、県議会議員、市及び県当局と相談や協議を重ねながら活動をしてきました。その結果、両事業所に共通していた、悪臭問題の原因企業であることの認識不足と、当事者としての責任の欠如といった点については、改善されたものと感じております。

繰り返しになりますが、これらの成果があったことについては、議会の調査権を活用した結果と認識し、当委員会を設置した目的が一定程度達成され、評価していただけるものと思っております。

しかしながら、地元住民の皆様の思いは、今もなお、大変切実です。悪臭で悩まされる日常を一刻も早く解消しなければなりません。

結びに、悪臭問題の全面解決を切に願い、関係機関とも連携を図りながら、本市議会として引き続き注視していく必要があることを申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの悪臭問題特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

本件は、特別委員会における調査の結果についての報告でありますので、御了承願います。

.....

日程第42 議第1号米沢市監査委員の選任について

○佐藤 晃議長 次に、日程第42、米沢市監査委員の選任についてを議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を願います。

安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいま上程になりました議第1号米沢市監査委員の選任について説明いたします。

本市監査委員の高野欽一氏は、来る3月31日にその任期が満了となりますが、その後任として大澤悦範氏を同委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものであります。

なお、高野氏には、平成21年4月以来、4年にわたり監査委員として御尽力をいただきました。このことに対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げる次第であります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○佐藤 兵議長 ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 なければ、質疑を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第1号に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、議第1号は、同意することに決まりました。

暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休 憩

午後 2時00分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第43 議第49号米沢市職員互助
共済制度に関する条例の一
部改正について

○佐藤 兵議長 次に、日程第43、議第49号米沢市職員互助共済制度に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を願います。安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいま上程になりました議第49号米沢市職員互助共済制度に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、山形県市町村職員互助会が一般社団法人に移行することに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤 兵議長 ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第49号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、発議第49号は、原案のとおり決まりました。

市長挨拶

○佐藤 兵議長 以上で、本定例会に付議されまし

た案件は、全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 市議会 3 月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る 2 月 25 日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。26 日間にわたる会期中、提出いたしました案件につきまして、真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

3 月定例会中に、東日本大震災 2 年目の日を迎え、亡くなられた方々への鎮魂の祈りと復興への願いを改めて胸に刻みつけることとなりました。行政の務めの第一は、不意の自然災害に備え、防災対策の充実や公共施設の耐震化を進めることであります。本定例会においても、平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算において、公共施設の耐震化等の関係予算案を提出し、御承認いただいたところであります。

これからも、2 年前の教訓を生かしながら、安全・安心のまちづくりを推進するとともに、風評被害により影響を受けた観光業等の経済回復や、避難者の支援などに引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、市政運営方針でも申し上げましたとおり、平成 25 年度は、新産業の創出、新たな地域資源の発掘、活力あるまちづくりの推進、市民主体の地域づくりの推進の 4 つの柱を軸として、さまざまな施策に取り組んでいきます。新年度においてもこれまでどおり、行財政改革を推し進めながら、市民が主役となるまちづくり、市民満足度の高いまちづくりをさらに推進してまいりますので、今後とも議員各位の御支援、御協

力をよろしく願いいたします。

結びに、議員各位の御健勝を心からお祈り申し上げ、御礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

.....

閉 会

○佐藤 亮議長 以上をもちまして、平成 25 年 3 月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変御苦勞さまでした。

ありがとうございました。

午後 2 時 06 分 閉 会